

福島市における受動喫煙の現状及び対策の取組み状況について

1 受動喫煙による健康への影響

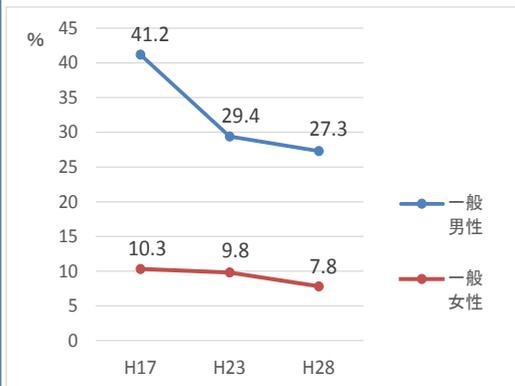
受動喫煙とは、他人のたばこの煙を周囲の人が吸ってしまうことである。たばこの煙には、粒子成分が約 4,300 種類、ガス成分が約 1,000 種類の合計 5,300 種類含まれているが、そのうち発がん性のある化学物質は 70 種類。喫煙者本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人にも健康への悪影響が及ぶ。

発がん性物質のほかにも、ニコチン、一酸化炭素などの多くの有害物質が含まれており、受動喫煙によって、肺がんや虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)などの病気になる危険性が高まる。複数の研究結果によると、受動喫煙のある人はない人に比べて肺がんになるリスクが 1.3 倍になると見込まれており、受動喫煙の健康影響は深刻である。

2 福島市の喫煙及び受動喫煙の現状

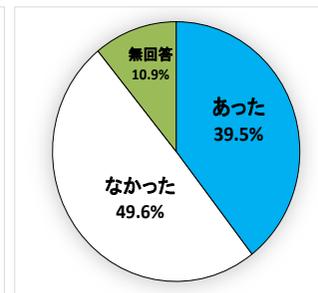
喫煙者の割合は減少傾向にあり、国、県に比べ低い状況であるが、男性の 27.3%、女性の 7.8%が喫煙をしている。受動喫煙の機会の有無では、「あった」が 39.5%。受動喫煙の場は、「飲食店」が 38.7%で最も高く、次いで「職場」が 31.8%、「家庭」が 27.8%、「路上」が 20.2%である。受動喫煙が健康に及ぼす影響を広めるとともに、受動喫煙防止の取り組みが必要である。

□喫煙者(20歳以上)の割合(%)



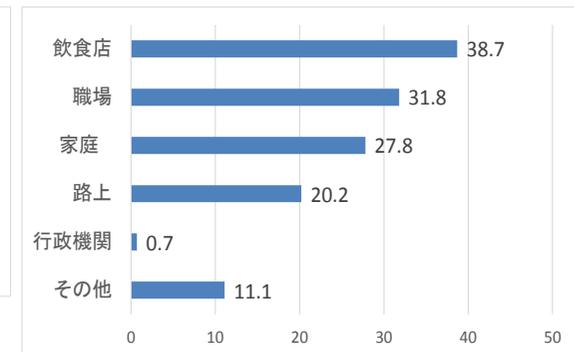
(平成28年度 福島市民の健康と生活習慣調査)

□受動喫煙の機会の有無の割合



(平成28年度 福島市民の健康と生活習慣調査)

受動喫煙の場の割合



(平成28年度 福島市民の健康と生活習慣調査)

3 受動喫煙防止対策における国及び福島市の主な動き（平成15年以降）

・平成15年5月 「健康増進法」施行

第25条において、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」とされた。

・平成16年6月 「たばこの規制に関する世界保健機構枠組条約」に19番目の国として批准

喫煙が健康・社会・環境および経済に及ぼす悪影響から、現在および将来の世代を守ることを目的として策定した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が、平成15年の世界保健機関(WHO)総会において採択され、批准国が40か国に達したこと受け、平成17年2月に発効された。

・平成22年5月 「福島市庁舎等受動喫煙防止対策推進本部」設置

・平成23年1月 市役所本庁舎等の敷地内禁煙を実施

・平成29年3月 市役所本庁舎(西棟予定地)へ屋外喫煙場所設置

・平成30年5月 「福島市健康づくり推進協議会」から市長へ「たばこ対策が確立された生活の実現を求める意見書」を提出

・平成30年7月 「健康増進法の一部を改正する法律」公布

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定められた。

・令和元年6月 「福島市受動喫煙防止対策推進委員会」設置

4 福島市のたばこ対策の取組み状況

受動喫煙防止対策、防煙教育、禁煙支援事業を実施している。

区分	受動喫煙防止対策					
	事業①	事業②	事業③	事業④	事業⑤（新）	事業⑥（新）
事業名	空気のきれいな施設・車両認証制度	受動喫煙防止ポスターの作成・掲示	職場における健康講座	妊産婦・乳幼児への受動喫煙防止に関する情報提供	受動喫煙による健康影響及び改正健康増進法の周知啓発	受動喫煙防止に関する講演会
担当課	健康推進課	健康推進課	健康推進課	健康推進課 こども政策課	健康推進課	健康推進課
事業概要	禁煙に取り組む施設及び車両を認証し、公表することにより、禁煙施設及び車両の拡大を図る。	受動喫煙防止に関する理解を促すために、町内会集会所等にポスターを掲示。また、ポスターをホームページに掲載し、掲示に協力いただける団体等へ配布する。	事業所等に出向き、運動、食事、休養、たばこ、お酒等の生活習慣や生活習慣病予防等について健康講座を実施。	妊娠届時面接や妊産婦健診、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診、家庭訪問等で受動喫煙防止の知識や方法について説明。	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発用リーフレットの作成、配布。 ・市政だより、ホームページ等での啓発周知。 ・食品衛生協会等関係団体との連携による周知。 	望まない受動喫煙をなくすため、市民、施設等の管理者を対象に受動喫煙の健康影響や受動喫煙防止対策、改正健康増進法等についての講演会を開催する。

（新）… 令和元年度 新規事業

区分	防煙教育	禁煙支援				
	事業⑦	事業⑧	事業⑨	事業⑩	事業⑪	事業⑫
事業名	学校連携事業 「防煙教室」	個別禁煙支援	「禁煙治療ができる医療機関一覧」 「禁煙外来ポスター」の作成・配布	禁煙啓発資材の作成・配布	妊産婦への喫煙防止	COPD（慢性閉塞性肺疾患）・禁煙啓発事業
担当課	健康推進課	健康推進課	健康推進課	健康推進課	健康推進課 こども政策課	国保年金課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校へ出向き、たばこ健康に関する講話や喫煙の誘いを断る方法のロールプレイ等を行う。 案内チラシに、医師会や薬剤師会で実施している教室についても掲載し、防煙教室の情報を学校へ提供。 	市民検診受診で禁煙の意思のある者や禁煙希望者へ個別に禁煙支援を行う。	医師会との連携により作成。	禁煙啓発資材を医療機関や公共施設に、子育て支援センター等で配布。	妊娠届出時面接や妊産婦健診、こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健診等での禁煙相談。	特定健康診査等で、COPDや禁煙の理解を促すためリーフレットを配布。

5 福島市の今後の取組み（重点項目）

- (1) 市民及び各種施設管理権原者等に対する制度の周知・普及啓発について
- (2) 福島市の公共施設敷地内における受動喫煙防止対策について
- (3) 東京2020オリンピック競技大会開催に向けた受動喫煙防止対策について